

発日監第 21 号
平成 22 年 8 月 31 日

日吉津村長 石 操 様

日吉津村監査委員 木 村 大 生

日吉津村監査委員 景 山 重 信

平成 21 年度健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の状況について、次のとおり意見書を提出します。

平成 21 年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを中心に行った。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	平成 21 年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備 考
①実質赤字比率	—	15.00	
②連結実質赤字比率	—	20.00	
③実質公債費比率	15.1	25.0	
④将来負担比率	99.1	350.0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 21 年度一般会計決算は実質収支がプラスであり、問題はない。

② 連結実質赤字比率

平成 21 年度一般会計決算と同様に 4 特別会計も実質収支はプラスであり、問題はない。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率の早期健全化基準は 25% である。また、18% を超えると地方債借入れが協議制から許可制になるとされている。その数値を下回っており、前年度の 15.6% から低下していることから、問題はない。

④ 将来負担比率

前年度の 131.0% から 99.1% と大幅に減少し、将来負担比率の早期健全化基準 350.0% を大きく下回っており、問題はない。

(3) 是正改善を要する事項

財政運営において特に指摘すべき事項はない。

平成 21 年度 公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを中心に行った。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	平成 21 年度 (%)	経営健全化基準 (%)	備 考
資金不足比率	—	20.00	

(2) 個別意見

平成 21 年度公共下水道事業特別会計決算では地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 16 条に規定する資金の不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。